コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

KAITORI OKOKU CO.,LTD.
最終更新日:2015年5月27日
株式会社買取王国
代表取締役社長　長谷川　和夫
問合せ先:管理本部　052-304-7851
証券コード:3181
www.okoku.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方
　当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、経営の透明性・健全性・効率性を向上し、株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って企業価値の増大と最大化を図ることを方針及びその目的としております。
そのために、社外に適時適切な情報を開示する体制を構築していく他に、社内情報の流動化による内部牽制制度を促進し、監視・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの機能を活性化していく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社カルチャービジネス	524,000	29.84
有限会社Benri	138,000	7.85
長谷川太一	105,417	6.00
買取王国社員持株会	59,949	3.41
日本証券金融株式会社	53,300	3.03
長谷川和夫	52,000	2.96
株式会社SBI証券	52,000	2.96
鈴木義明	42,400	2.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,700	1.86
壬生順三	30,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役監査規程では、以下のように規定しております。
1.　監査役は会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努める。
2.　監査役は、会社の業務及び財産の状況の調査その他監査職務の遂行にあたり、内部監査部門等との緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深谷　雅俊	公認会計士													
荒木　隆浩	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深谷　雅俊	○	―――	深谷氏は公認会計士として培われた専門的な知識・経験を活かして当社の監査体制強化するために選任されております。当社と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。
荒木　隆浩	○	―――	荒木氏は企業経営に長らく携わった経験・知見を当社の経営に活かしていただくため選任されております。当社と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数　2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では必要性がないと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

全取締役の総額を開示しています。
平成27年2月期の役員報酬は以下のとおりです。
・取締役の年間報酬総額　4名　54,945千円
・監査役の年間報酬総額　3名　9,120千円
なお、取締役の報酬額の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれて降りません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、業績、個人の貢献度を総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役については、総務部がその活動を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要等
1.　基本方針
当社は株式上場企業として、適法性の確保及び経営の透明性・健全性・効率性を向上し、株主をはじめとするステークホルダーの立場に立って企業価値の最大化を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針及びその目的としております。
そのために、社外に適時適切な情報を開示する体制を構築していくほかに、社内では上長のチェックや相互チェック等、情報の相互開示を行うことで、内部牽制を促進し、監視・監督機能の強化を図り、コーポレート・ガバナンスの機能を活性化していく所存であります。

2.　意思決定プロセス
意思決定機関は、株主総会、取締役会、監査役会及び営業会議で構成されております。
（1） 株主総会
株主総会は、最高の意思決定機関であり、各株主の意見を幅広く会社経営に反映させるために、より多くの株主が参加できるような開かれた総会を実現する意向に基づき、上場後は具体的施策を講じてまいります。
（2）取締役会
取締役会は常勤取締役3名で構成されており、原則として月1回の定例取締役会を開催することとしております。取締役全員が常勤であり且つ少人数であるため、必要な決議を迅速に決定し、臨時取締役会の開催もスムーズに行うことができます。
（3）監査役会
平成24年5月の株主総会で、当社は監査役会設置会社に移行しております。現時点では、監査役3名（うち社外監査役2名）であり監査役会を設置しております。なお、現在は原則として月1回の定例監査役会を開催し、必要に応じて随時監査役会を開催することとなっており、取締役の職務の適正な遂行を監査しております。
（4）営業会議
原則週一回、取締役等及び営業幹部（ブロック長及びグループマネジャー）が参集し開催しております。業績の確認及び業績向上のための施策立案・実行・実施状況の報告及び改善策の検討などを継続的に行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2. のコーポレート・ガバナンス体制を整えることで、株主、顧客、取引先、従業員等の社内外のステークホルダーに対し透明性のを高い経営を図れるものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算発表後、機関投資家およびアナリスト訪問を行っております。これらに加えラージ形式での説明会も同時期に行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会での使用資料および月次での売上概況をホームページに掲載しております。	
その他	個人投資家への説明会を不定期で開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
1．　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 取締役会は取締役会規程に則り、月1回定例開催し、取締役間の意志疎通を図っていく。また、常勤監査役・社外監査役も取締役会に参加し取締役の監視をしていく。
（2） コンプライアンス規程に則り、コンプライアンス委員会を設置し、月1回開催していく。
（3） 内部監査室を設置し、独立した専門部署とし業務を進める。
（4） 内部監査は監査役、その他の部門と連携しながら実施し、業務の適法性・妥当性等を監査する。
（5） 内部通報制度として、内部通報制度を利用し、情報の吸い上げを行う。
2．　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1） 取締役の職務の執行に関する文章は、文書管理規程に基づき記録・保管・管理する。
（2） 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報について「インサイダー取引防止規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。
（3） 顧客等の個人情報については「個人情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。
3．　損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） リスク一覧表を作成し、管理本部長の承認を求め全社的取り組みとする。
（2） 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
（3） 顧客等の個人情報については「個人情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役及び従業員がこれを遵守することにより安全管理を行う。
4．　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 職務権限規程に取締役の職務・責任を定めていく。
（2） 取締役会は取締役会規程に則り月1回定例開催し、必要に応じて臨時取締役を開催し、遅滞なく執行決定が行われる体制を構築する。
（3） 取締役会は常勤監査役・社外監査役も参加し、取締役会の監視をしていく。
5．　当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 子会社から定期的に業務執行について報告を受け、経営上の重要事項に関しては当社への報告・協議を通じ子会社の適正な経営管理を行っていく。
6．　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1） 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、具体的な内容は監査役会と相談し、その意見を充分考慮して検討する。
（2） 監査役スタッフは当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。
（3） 監査役スタッフの任命・異動については監査役会の同意を必要とする。
7．　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1） 監査役（常勤監査役及び社外監査役）は取締役会に出席をしていく。
（2） 会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとり、不備の報告等を受け、その改善を行うことで業務の適正化を進める。
8．　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1） 監査役会と代表取締役は定期的に意見を交換する体制を整えていく。
（2） 会計監査人との連絡会および内部監査室との連絡会で連絡をとることで、監査役の監査業務を効率的に進めていく。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はかねてより「反社会勢力と絶対に付き合わない」という信念のもと企業経営を行ってまいりました。
1．　反社会的勢力との取引の排除
新規取引については、外部情報を利用し「反社会的勢力との関わり」有無を確認し、取引先との間で「反社会的勢力排除」の条項を盛り込んだ「基本売買契約書」締結を励行しております。また、取引開始後も定期的チェックを行っております。
2．　反社会的勢力の排除への意識の向上
警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等に役職員が積極的に参加し、意識の向上とともに情報収集にも努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

当社の会社の機関・内部統制の図示は下記のとおりであります。

